

① 自己破産費用

原則（同時廃止事件）

報酬 17万1,400円（但し債権者が10社を超えた場合1社あたり2,000円を加算する）
 実費 2万円

- ※ 管財事件に移行する場合別途裁判所に対する予納金が必要になる場合があります。
 ※ 債権者から取立て訴訟を提起され、対応が必要な場合、別途5万円+実費がかかります。
 ※ 夫婦双方同時に破産申立する場合

報酬 28万5,700円（但し債権者が20社を超えた場合1社あたり2,000円を加算する）
 実費 2万×2＝4万円

② 個人再生費用

(1) 住宅資金特別条項がない場合

原則 報酬 20万9,500円（但し債権者が10社を超えた場合1社あたり3,000円を加算する）
 実費 3万円

(2) 住宅資金特別条項がある場合

原則 報酬 23万8,000円（但し債権者が10社を超えた場合1社あたり3,000円を加算する）
 実費 3万円

③ 任意整理

着手金 2万円×債権者数

※但し、最低額は50,000円とする（債権者数2社以下の場合該当）

成功報酬 (1) 当該債権者主張の元金と和解金との差額の一割相当額。ただし1万円に満たない場合は、1万円

(2) 交渉によって過払い金の返還を受けたときは、当該債権者主張の元金の10%相当額と過払い金の20%相当額

(3) 訴訟によって過払い金の返還を受けたときは、当該債権者主張の元金の10%相当額と過払い金の25%相当額

※成功報酬には別途消費税をいただきます。

※訴訟費用実費 ①訴額50万円未満 15,000円
 ②訴額50万円以上100万円未満 20,000円
 ③訴額100万円以上140万円まで 25,000円

④ 簡易裁判所代理訴訟事件

(1) 過払い金返還請求訴訟以外の金銭請求事件

訴 額	費 用	着手金(消費税別)	成功報酬
50万円未満	25,000円	60,000円	現実に入手した金銭の10% + 消費税
50万円以上100万円未満	35,000円	80,000円	
100万円以上140万円まで	35,000円	100,000円	

(2) 登記抹消、明渡請求、交通事故その他損害賠償請求

訴 額	費 用	着手金(消費税別)	成功報酬
50万円未満	25,000円	60,000円	受けた利益の10% + 消費税
50万円以上100万円未満	35,000円	90,000円	
100万円以上140万円まで	35,000円	120,000円	

(3) 仮差押・仮処分

実費 15,000円
 報酬 33,330円
 保証金、登録免許税は、別途裁判所の指示により納付する

(4) 少額訴訟

(1回で終了する場合のみ。通常訴訟へ移行する場合(1)に不足する額を追加する)

実費 8,000円
 着手 38,100円
 成功報酬 訴えにより得た利益の10%相当額+消費税

(5) 上記以外の代理事件

法テラス(日本司法支援センター)の代理援助支出基準と同様とします

⑤ 書類作成援助

(1) 通常訴訟手続

	実費	報酬(消費税別)	成功報酬
初回作成	原告 15,000円	35,700円	現実に入手した金銭の5%+消費税
	被告 8,000円		
追加作成	1回につき5,000円。 但し、2万円が上限。	追加初回20,000円。 追加2回目以降10,000円。	

※裁判所に提出する印紙・予納郵券の費用は別途納めていただきます。

(2) 支払督促

実費 8,000円
債権者 1名増加するごとに5,000円を追加する。
報酬 20,000円 (消費税別) ※裁判所に提出する印紙・予納郵券の費用は別途納めていただきます。

(3) 民事執行申立費用

	実費	報酬(消費税別)
不動産執行申立書作成・提出	25,000円	70,000円
動産執行申立書作成・提出	7,000円	30,000円
債権執行申立書作成・提出	10,000円	40,000円

※ 但し、不動産執行の登録免許税・予納金は、裁判所の指示により別途納めていただきます。
※※但し、動産執行の予納金は、執行官の指示により別途納めていただきます。

(4) 調停・審判・和解・非訟事件書類作成及び裁判所への提出代行

原則 通常訴訟手続きと同様
例外 ①相続放棄申述書作成・提出・相続人1名につき20,000円 (消費税別)
②後見、保佐、補助 申立 別に定める後見業務報酬参照

⑥ 公正証書作成支援

(1) 公正証書遺言の作成支援及び証人

遺言対象財産総額	1000万円未満	1000万円以上 3000万円未満	3000万円以上 5000万円未満	5000万円以上
作成支援料	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円
証人立会料(2名)	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

※公証人に支払う手数料が、別途かかります。

(2) その他公正証書

作成支援料 30,000円 (代理人となる場合、左記金額に10,000円を加算する)
※公証人に支払う手数料が別途かかります。

⑦ 内容証明文書起案

(1) 基本料金 15,000円
※文書の複雑さに応じて5,000円～を加算します。